

令和8年度開成町議会インターンシップ実施要領

制定 令和8年4月1日

1 趣旨

この要領は、開成町議会（以下「議会」といいます。）が行うインターンシップに関する基本的事項について定めている開成町議会インターンシップ実施要綱（以下「要綱」といいます。）の施行について、必要な事項を定めたものです。

2 インターンシップの対象者

インターンシップの対象者は、大学（大学院及び短期大学を含みます。）の学生、高等専門学校（高等専門学校）の学生、専門学校の生徒及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含みます。）の生徒とします。

3 インターンシップの募集期間及び募集人数

インターンシップの募集期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年2月24日（水）までとし、募集人数は、別表の種別ごと若干名とします。

4 インターンシップの実習日、実習内容及び実習時間

インターンシップの実習（以下「実習」といいます。）を行う日及び実習内容は、別表に定めるとおりとし、実習を行う時間は、原則、午前9時から午後5時までとします。

5 インターンシップの申込方法等

(1) 申込方法

ア 個人で申し込む場合

インターンシップへの参加を希望する学生及び生徒（以下「学生等」といいます。）は、開成町議会インターンシップエントリーシート（第1号様式）を開成町議会事務局（以下「事務局」といいます。）まで郵送又はEメールで提出してください。

なお、事務局からインターンシップの申込みがあったことを当該学生等が在学する学校に連絡することがあります。

イ 学校で申し込む場合

学生等のインターンシップへの参加を希望する学校は、開成町議会インターンシップ参加推薦書付き申込書（第2号様式）を事務局まで郵送又はEメールで提出してください。

(2) 申込期限

当該申込みに係るインターンシップが実施される初日（以下「実習初日」といいます。）の20日前の日とします（郵送の場合は必着）。

(3) 受入れの通知

上記(1)の申込みを行った学生等及び学校に対して、実習の受入れの可否の結果を、開成町議会インターンシップ受入可否決定通知書（第3号様式）により、当該申込みがあった日の

1週間後を目途に郵送又はEメールにて通知します。

(4) 誓約書の提出等

実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」といいます。）は、誓約書（第4号様式）を実習初日に持参してください。

また、実習生は、実習初日、本人確認のため学生証を持参するとともに、これを事務局職員に提示してください。

(5) 保険関係書類の提出

実習生は、下記10項に定める傷害保険及び賠償責任保険への加入が確認できる書類を実習初日の前日までに事務局へ郵送又はEメールで提出してください（郵送の場合は必着）。

6 インターンシップの実習に係る費用

議会及び開成町は、実習生及び当該実習生が在学する学校に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しません。

7 服務等の取扱い

(1) 実習期間中、実習生は地方公務員としての身分を保有しませんが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等を鑑み、これらに類する行為を行わないこと、また、事務局職員の指示に従い、要綱及びこの要領並びに事務局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守してください。

(2) 上記(1)の規定に反した場合のほか、実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることがあります。

(3) 実習の欠席は、正当な事由がある場合以外はこれを認めません。やむを得ず実習を欠席する場合は、事前に事務局に申し出てその指示に従ってください。また、緊急の場合等で事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに連絡してください。

8 実習生の意見発表等、修了証の付与及び実習終了後の提出書類

(1) 実習生は、実習期間の最終日までに次のアからウまでのいずれかのテーマを選択し、当該テーマに対する自身の考えについて開成町議会に対する提案レポート（第5号様式）を作成してください。実習期間の最終日に、その発表を行っていただきます（発表方法は自由です）。発表後、作成した開成町議会に対する提案レポートは、議長に提出していただきます。

ア 開かれた議会として今後求められることについて

イ これからの議会広報のあり方について

ウ 開成町議会がより良くなる方法について

(2) 上記(1)により発表を行った実習生に対し、実習期間の最終日、議長から実習の修了証を付与します。

(3) 実習生は、実習の感想等について、実習期間終了後速やかに、開成町議会インターンシッ

ブ実施報告書(第6号様式)を作成し、郵送又はEメールにて事務局まで提出してください。

9 保険への加入

実習生は、実習期間中の事故等について、実習生自らの責任において対応するため、傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。

なお、在学する学校においてこれら保険の対応が可能である場合がありますので、各自確認してください。

10 実習中における事故責任等

実習生が、故意又は過失により議会又は開成町に損害を与えたときは、実習生がその損害を賠償しなければなりません。また、実習生が第三者に与えた損害に関しては、議会及び開成町は一切の責任を負いません。

11 問い合わせ先

開成町議会事務局

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 733 番地

電話：0465-84-0323 (直通)

FAX：0465-20-5272

E-mail：gikaijimu@town.kaisei.kanagawa.jp

別表

種別	実習日	主な実習内容(予定)
A	令和8年7月27日(月)から 令和8年7月31日(金)まで	実習初日はオリエンテーション(議長・副議長の紹介、町の紹介、議会事務局の事務説明等)を、実習最終日はレポート発表・提出、議員との意見交換等を行います。 それ以外の実習日については、随時会議や各種委員会の実施状況等に応じて実習内容を定めます。
B	令和8年8月3日(月)から 令和8年8月7日(金)まで	
C	令和8年8月17日(月)から 令和8年8月21日(金)まで	
D	令和8年8月24日(月)から 令和8年8月28日(金)まで	
E	令和8年12月21日(月)から 令和8年12月25日(金)まで	
F	令和9年3月15日(月)から 令和9年3月19日(金)まで	

(備考)

開成町議会においては、次のような事務事業を行っており、上記実習の内容のほか、これらについてもそれぞれの実習に取り込んでいく予定でいます。

1 他都市議会行政視察受入対応

他都市の議会から開成町議会における取組みについて視察を受けています。令和7年度は全国から41議会(団体)が視察にお越しいただきました。各議会にはそれぞれ特色があり、

意見交換や質疑も活発に行われます。

2 常任委員会視察同行

開成町議会には総務経済常任委員会及び教育民生常任委員会があり、それぞれの所管に応じた生活に密着した諸課題を調査・研究し、町に提言又は報告をする所管事務調査を行っており、必要に応じて町内外の調査対象となる所を視察します。

3 随時会議

開成町は通年の会期制をとっています。決められた時期に行われる定例会議以外にも、年5～6回随時会議が開催されます。

4 開成町議会ウェブサイト関連事務

開成町議会では、神奈川県内町村で初めて独自のウェブサイトを開設しています。ウェブサイトは、議会の旬の情報を掲載し、随時住民その他の方々に見ていただくことを主眼としています。このウェブサイトの更新作業等の事務もあります。

5 議員提案条例

開成町議会では、1年間に数本の条例の制定・一部改正を行っています。どのように条例が制定され、また、改正されるのか等の政策法務・法制執務事務を行っています。

6 委員会動画作成

開成町議会では、各常任委員会の内容について短い動画を作成し、ウェブサイトに登載し発信しています。より分かりやすく住民に届く動画作成を考えながら、動画の撮影や編集等の事務を行っています。

7 一般質問

一般質問は6月・9月・12月・3月の定例会議で議員が行います。身近で生活に密着した問題を町に問う一般質問をより住民に関心を持ってもらい、自分事として考えていただけるよう、一般質問を行う前に予告動画（before 動画・20秒）と一般質問終了直後の突撃インタビュー（after 動画・20秒）を撮影・編集し、ウェブサイトに登載し公開しています。一連の一般質問の流れを住民に公開することでより深い議会への理解につながるものと考えています。

8 議会だよりの作成事務

年4回発行される議会だよりについては、広報広聴常任委員会（広報分科会）で行われます。紙面の構成から内容のチェックなど発行までの一連の作業を行います。

9 模擬議会の開催

開成町議会では、小学校・中学校の児童及び生徒の皆さまに開成町の議場を使用して授業を行う取組を行っています。児童や生徒が実際に議員の席に座って、議題について討議し、採決ボタンを押してもらいながら授業を行い、議場に慣れ親しんでもらいます。令和5年度は11クラス、令和6年度及び令和7年度はそれぞれ6クラスの授業を行いました。

10 議会出前授業の開催

開成町議会では、小学校に出向いての議会出前授業を随時行っています。議会の仕組み等についてお伝えするとともに、児童との会話を重視しています。

11 夏休み期間の議場開放

開成町議会では、議場に入ったことのない方により身近な議場となるため、夏季に議場を自習室として一般開放しています。中学生以上であれば誰でも利用可能です。